

令和 6 年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会
設置要綱

（設置）

第 1 条 令和 6 年能登半島地震による被災者に対し、県内外から寄せられた義援金を公平に配分するため、富山県地域防災計画に基づき、令和 6 年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

（配分委員会の構成等）

第 2 条 配分委員会は、別表に掲げる者によって構成する。

2 会長は、配分委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（配分委員会の所掌事務）

第 3 条 配分委員会は、次の事項からなる義援金の配分計画について審議する。

（１）配分対象・基準

（２）配分時期

（３）配分方法

（４）その他必要な事項

（配分委員会の招集）

第 4 条 会長は、必要の都度配分委員会を招集し、会長が議長となる。

2 配分委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 配分委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、配分委員会の決議があったものとみなす。

（配分委員会の事務局）

第 5 条 配分委員会の事務は富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 31 日から施行し、義援金の配分の完了をもって廃止するものとする。

別 表

令和 6 年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会名簿

委 員	区 分
富山県厚生部長	会長
日本赤十字富山県支部事務局長	副会長
社会福祉法人富山県共同募金会常務理事	
日本放送協会富山放送局長	
富山市副市長	
高岡市副市長	
射水市副市長	
魚津市副市長	
氷見市副市長	
滑川市副市長	
黒部市副市長	
砺波市副市長	
小矢部市副市長	
南砺市副市長	
舟橋村健康福祉課長	
上市町副町長	
立山町副町長	
入善町副町長	
朝日町副町長	